

海上運送法

1. 案内情報

- ①手続名：内航不定期航路事業開始の届出
- ②手続根拠：海上運送法第20条第1項
- ③手続対象者：内航不定期航路事業を営もうとする者
- ④提出時期：事業開始の日から30日以内
- ⑤提出方法：内航不定期航路事業開始届出書を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出
- ⑥手数料：なし
- ⑦添付書類：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧申請書様式：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨記載要領・記載例：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ①提出先：

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：管轄地方運輸局等

3. 手続情報

- ①不服申立方法：行政不服審査法の規定による